

## ○柔道整復師による施術について

〔昭和 5 2 年 7 月 2 9 日〕  
各支部事務長あて 事務局長内かん

療養補償に係る柔道整復師による施術につきましては、脱臼又は骨折の患部に対する応急手当としての施術のほか、打撲又は捻挫の患部に対する施術も柔道整復師限りで行うことができるものであって、これらは療養補償の対象として認められるものであり、また、業務規程第7条第3項の規定による公務災害又は通勤災害の認定の請求書に添付すべき医師又は歯科医師の所見につきましては、療養として柔道整復師による施術のみが行われる場合は、当該柔道整復師の所見をもって医師又は歯科医師の所見に代えることができるものでありますので、この旨御留意の上、関係事務の円滑な処理をお願いいたしたく、念のため、お知らせする次第であります。